## 11 保 0 お 知 5

せ

「療費等や経済状況、

震災

0

# 玉 民 健 成25年度予算(本算定) 康保険特別会計

出 年6月の議会に補正予算を提 算定します。 元に今年度の予算額を改 [しています。 決算見込額が明らかになる 民 前年度 .健康保険特別会計は例 その内訳は左の の決算見込額を 5月に前年度 かめて

す。 0 ま 額では約 実質単年度収支でも約 0 平成24年度の歳入歳出 万円 前年度繰越金を除 か |4億円の黒字が見込 0 黒字が見込まれ 年 増 え続 6 差引 け 8 ま る

円グラフのとおりです。

民 率 が変 健 康 わり 保 険税 ま đ 0

決定

ません。

準的な方式への ては、 負担いただくことになります。 度見込まれる医療費等から、 広域化の方針 する国民健康保険 て改定を行 4方式での賦課方式から標 今年 ^を国民健康保険税としてご 被保険者の皆さんには今年 県支出金等を差引いた残 前年度同 - 度の税率改定にあたっ いました。 に従 移行を目指 様、 13 の都道府県 国が推進 今まで

介護分

2.45%

1.75%

11,100円

6,400円

120,000円

歳出

事務費等)

(老人保健受給者の医療費等拠出金)

(高額医療費共同支出分)

基金積立金(基金利子)

(療給交付金返還金等)

H

計

163.7%

単位:千円

4.182.564

825,574

63.763

423,782

106,007

965,623

36

821

337

741,250

97.702

125,477

6,567,313

614.7%

**⑤1.6%** 

212.6%

①保険給付費(医療費等)

(特定健診事業費等)

2後期高齢者支援金

③保険事業費

④介護納付金

⑥その他支出

諸支出金

予備費

老健拠出金

⑤総務費(人件費、

前期高齢者納付金

共同事業拠出金

歳

国民健康保険税税率

後期高齢者支援金分

3.39%

2.50%

10,400円

9,400円

140,000円

46.4%

31.0%

り の 産割を除 当たり 、ます。 が、 割、 市 標準的 4 資 0 方式で賦課 (産割、 国民健康保 平等割( た3方式となっ な賦 均等割 課方式は資 いしてい 世帯当た 険税は ま

前年度同様に応能割 産割を廃止することを目 前 一度に縮小しています。 T 今回の改定では将来的に資 Þ 前 年度からみて4分の 年度税率 0 22分 (所得 また、 0 一標と 割 1

> 得 割 額

等

平 等 割

限

人当た り)

(世帯当たり)

度

じた一

ますので、

額 割

額

額

**®11.6%** 

76.2%

66.0%

55.3%

①国民健康保険税

(国からの負担金、

④前期高齢者交付金

(退職被保険者分交付金)

(県からの負担金、補助金)

(高額医療費共同収入分)

財産収入(基金の利子)

(一般会計、基金からの繰入金

②国庫支出金

③療給交付金

⑤県支出金

⑥繰入金

7繰越金

⑧その他収入

諸収入

共同事業交付金

歳

歳

**4)17.6%** 

入

38.1%

補助金

計

1)22.2%

<sup>(2)</sup>23.0%

単位:千円

1,456,705

1,511,469

529.218

1,157,764

345,401

396.250

408,303

762,203

747,617

337

14,249

6,567,313

資産 ました。 額に占める割合を50対50とし 割 割)と応益 0) 国民 健 割 康保険税 均 等割、 賦 課 平

裕のある運営状況とはなって 影響等を考慮すると決して余

ため 8 3 0 るため、 のご負担をできるだけ緩 なります。 度 に充当しています 方円) 前 年度繰越金 を税負担 軽  $\widehat{4}$ 減

の税率は左表のとおりと れらの改定により平成25 被保険者の皆さん 和す 億 0

しています。

効期間の高齢受給者証を郵送

保険

加入者の方に、

新

13

有 康

70 歳

74歳の方で国民

健

#### お 限 分持ちの 度 額適 方 用認定証

証と一

緒にご提示くださ

受診される場合には、

新

いい

受給者証を国保被保険者

8月1日以降に医療機関を

うえ、 被保険 は毎 は、 手続きを済まされていない 見込まれる方で、 限度額適用認定証 引き続き高額な医療費が 限度額適用認定証、 年8月1日となって **茂者証、** 交付申請をしてくださ 印鑑をお持ち まだ更新の 0 更新 (V 保 ま 日 0 方

関で 度額 とで入院、 持ちでない 「療費が見込まれる方は、 まだ限度額適用認定証 適用認定証を提 方で、 外来問わず医療機 今後高額な 示するこ 限

平成25年度

医療分

5.19%

5.50%

19,100円

16,600円

510,000円

#### 交付申請をしてくださ の自己負担額が世帯 定額まで引き下げられ 限度額適用認 定証 に応 をお

#### 更 康 保 新 険 高 齢 受 給

围

健

証 民

**ത** 

### 後期高齢者医療制度のお知らせ

#### 平成25年度保険料額決定通知書を送付

平成25年6月21日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられ た方には、7月下旬に保険料額決定通知書を送付します。

その後に75歳になられた方や住所を異動された方へは、8月以降 随時、保険料額決定通知書を送付します。

#### 保険料の算定方法

保険料額は、平成24年中の所得等をもとに算出した均等割額と所 得割額の合計です。所得の少ない世帯の方や被扶養者であった方に 対する保険料軽減措置があります。

#### 所得の少ない方の軽減

所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ、所得割額が5割、 均等割額が2割、5割、8.5割、9割軽減されます。

#### 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国 保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、 均等割額が9割軽減されます。

#### 保険料の納付方法

特別徴収 年金からの支払(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更できます。希望される方は、国保年金 課または各支所で手続きをしてください。

普通徴収 指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口 座振替による納付方法です。納付書が届いた方は、納期限まで 納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課ま たは各支所で手続きをしてください。

※既に国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険 料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要です。

#### 「被保険者証」の更新

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成25年7月31日で す。新しい被保険者証を7月末日までに郵送します。

8月1日からは新しい被保険者証(オレンジ色)をご使用くださ い。新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担金の割合(1 割または3割)をご確認ください。収入が次の場合は、申請手続き をすることにより一部負担金の割合が「1割」になります。

#### 被保険者が1人の世帯の場合

被保険者の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同 一世帯の70歳~74歳の方の合計収入額が520万円未満。

#### 被保険者が2人以上いる世帯の場合

被保険者の合計収入額が520万円未満。

#### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額 される「限度額認定証」の有効期限も平成25年7月31日までとなって います。

限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新し い限度額認定証を郵送しますので申請手続きは不要です。

#### 「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の返却

有効期限が切れた被保険者証および限度額認定証は、国保年金課 または各支所に返却してください

#### 還付金詐欺にご注意ください

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多く発生して います。不審な電話や訪問者が来た場合、口座番号等は絶対に教え ず警察署に通報してください。

◎問い合わせ…国保年金課医療給付係☎(55)5107

るよう心掛けましょう。 人ひとり 査を受けるなど、 医療費を抑えるには、 が 健 康 へ関 日頃

適度な運動や定期的 を未然に防ぐことが重要です あります。 医療費等 人当たり保険給 )は年々増加傾向に 心を向 な健康診 ぶから 付

病気を

未然に防ぎまし

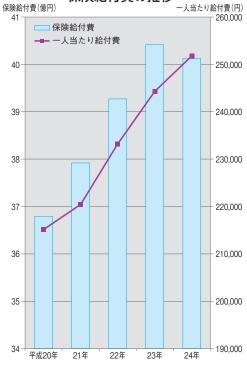
ょ

下 0

グラフからも

分か

保険給付費の推移





支所の窓口 各支所地域振興課

7 収 納付方法など 税務課市民税係 税額など 納課収納徴収係 (55)5085 (55)5088

問い合わせ 加入および各種制度など 国保年金課国保年金係

**☎**(55)5106

11